

# 成年後見関係事件の概況

## —平成30年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成30年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じことがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

平成31年3月

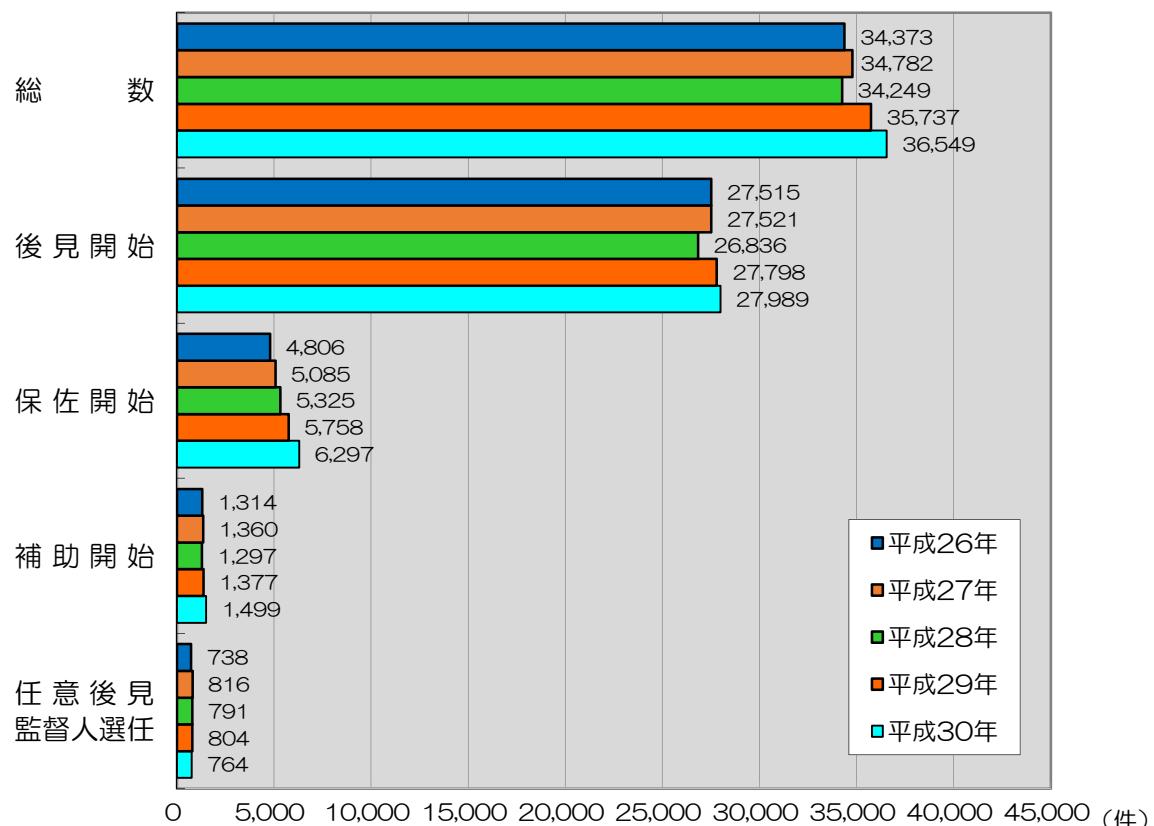
## 目 次

1	申立件数について	1
	(資料1) 過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について	2
	(資料2) 終局区分別件数	
3	審理期間について	3
	(資料3) 審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について	4
	(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合	
	(資料5) 申立人と本人との関係別件数	
	(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)	
5	本人の男女別・年齢別割合について	6
	(資料6) 本人の男女別・年齢別割合	
	(参考資料) 開始原因別割合	
6	申立ての動機について	8
	(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合	
7	鑑定について	9
	(資料8) 鑑定期間別割合	
	(資料9) 鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について	10
	(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合	
9	成年後見制度の利用者数について	12
	(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移	

## 1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で36,549件（前年は35,737件）であり、対前年比約2.3%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,989件（前年は27,798件）であり、対前年比約0.7%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は6,297件（前年は5,758件）であり、対前年比約9.4%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,499件（前年は1,377件）であり、対前年比約8.9%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は764件（前年は804件）であり、対前年比約5.0%の減少となっている。

（資料1）過去5年における申立件数の推移



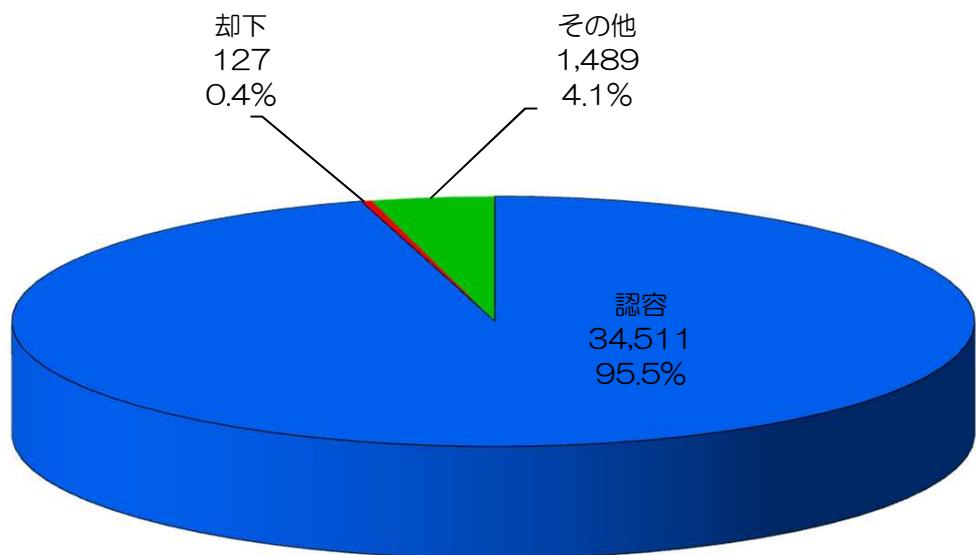
（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## 2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計36,127件のうち、認容で終局したものは約95.5%（前年は約95.3%）である。

（資料2） 終局区分別件数

既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任			
	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	
全国	36,127	26,641	81	1,015	5,852	19	276	1,371	7	93	647	20	105



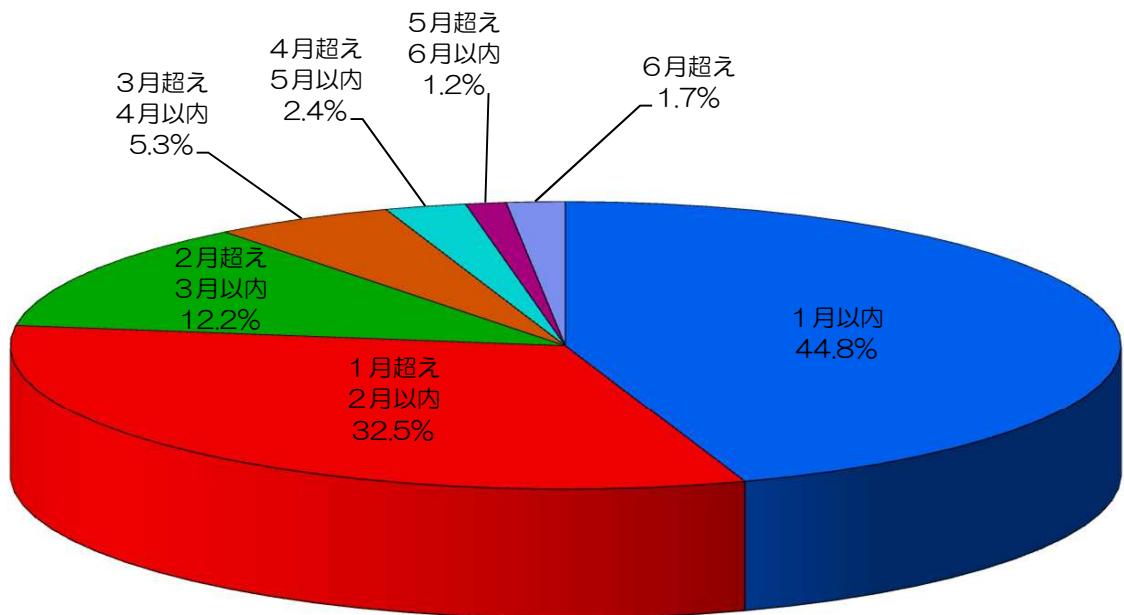
（注1） 平成30年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

### 3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計36, 127件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約77. 2%（前年は約78. 9%），4か月以内に終局したものが全体の約94. 8%（前年は約95. 2%）である。

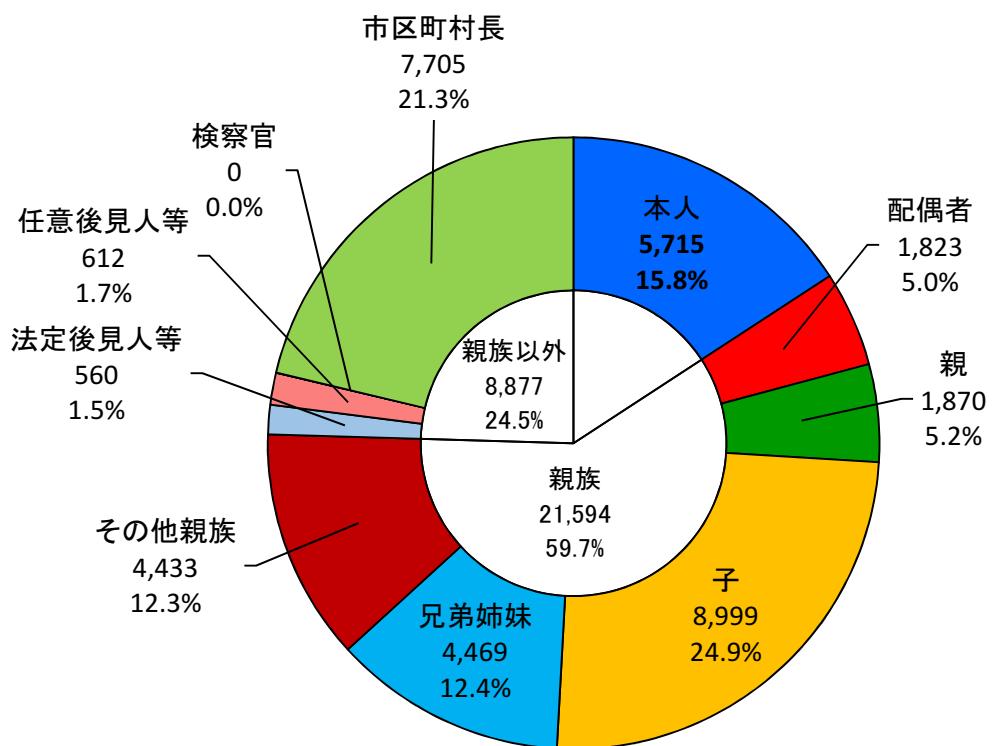
（資料3） 審理期間別の割合



#### 4 申立人と本人との関係について（資料4, 5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約24.9%を占め、次いで市区町村長（約21.3%）、本人（約15.8%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは7,705件で、前年の7,037件（前年全体の約19.8%）に比べ、対前年比約9.5%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（36,186件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（36,127件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数  
(家庭裁判所管内別総数, 市区町村長申立件数・割合)

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東 京	4,940	1,196	24.2%
横 浜	2,784	647	23.2%
さいたま	1,622	440	27.1%
千 葉	1,627	407	25.0%
水 戸	487	103	21.1%
宇 都 宮	292	43	14.7%
前 橋	462	73	15.8%
静 岡	1,201	167	13.9%
甲 府	241	58	24.1%
長 野	584	113	19.3%
新 潟	914	157	17.2%
大 阪	3,111	544	17.5%
京 都	1,123	185	16.5%
神 戸	1,766	277	15.7%
奈 良	431	80	18.6%
大 津	429	60	14.0%
和 歌 山	236	51	21.6%
名 古 屋	1,441	287	19.9%
津	363	62	17.1%
岐 阜	366	63	17.2%
福 井	222	61	27.5%
金 沢	394	78	19.8%
富 山	414	60	14.5%

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	762	170	22.3%
山 口	405	77	19.0%
岡 山	872	251	28.8%
鳥 取	228	68	29.8%
松 江	221	74	33.5%
福 岡	1,513	183	12.1%
佐 賀	241	49	20.3%
長 崎	334	52	15.6%
大 分	238	39	16.4%
熊 本	475	125	26.3%
鹿 児 島	399	83	20.8%
宮 崎	426	146	34.3%
那 霸	353	72	20.4%
仙 台	364	85	23.4%
福 島	394	150	38.1%
山 形	234	76	32.5%
盛 岡	298	47	15.8%
秋 田	166	34	20.5%
青 森	360	150	41.7%
札 幌	756	138	18.3%
函 館	134	8	6.0%
旭 川	195	27	13.8%
釧 路	298	89	29.9%
高 松	260	64	24.6%
徳 島	263	91	34.6%
高 知	216	63	29.2%
松 山	331	82	24.8%
総 数	36,186	7,705	21.3%

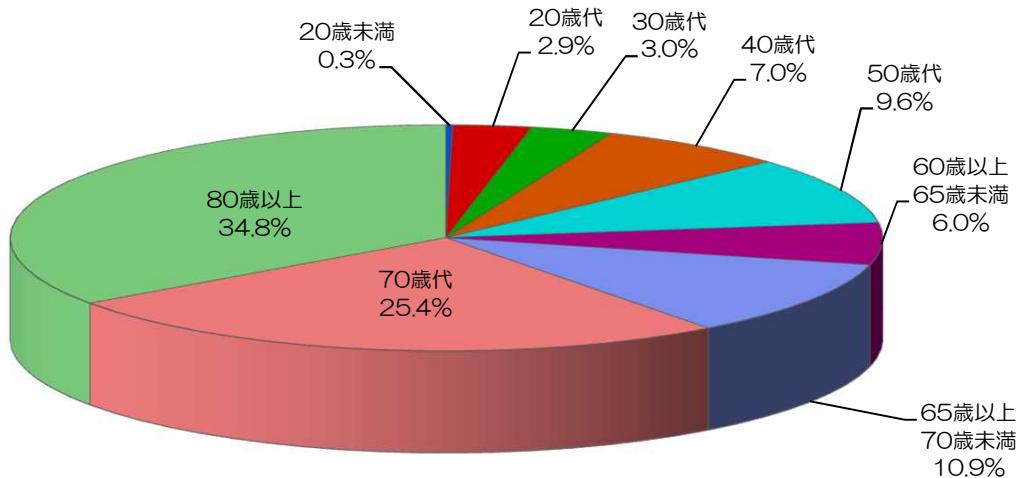
- (注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり, 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に, 複数の「関係別」に該当することがあるため, 総数は, 終局事件総数(36, 127件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

## 5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

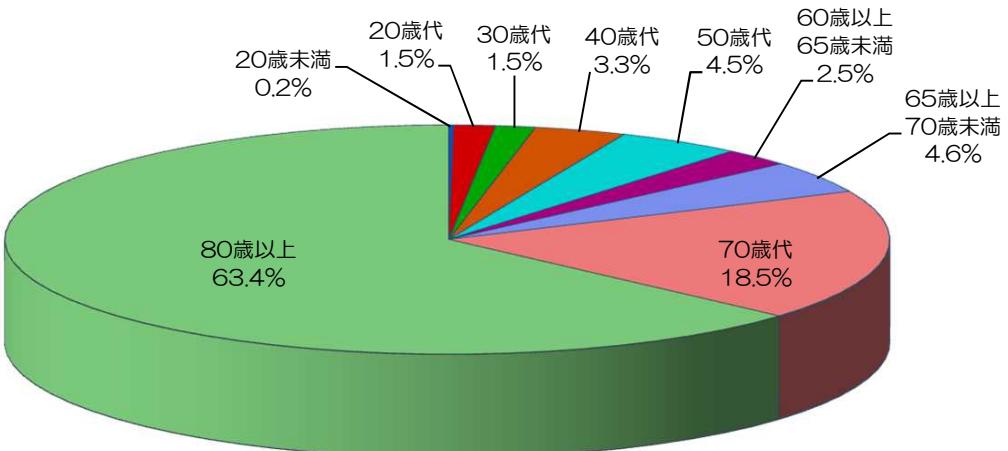
- 本人の男女別割合は、男性が約42.5%，女性が約57.5%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.8%を占め、次いで70歳代の約25.4%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.4%を占め、次いで70歳代の約18.5%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.1%を、女性では女性全体の約86.5%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



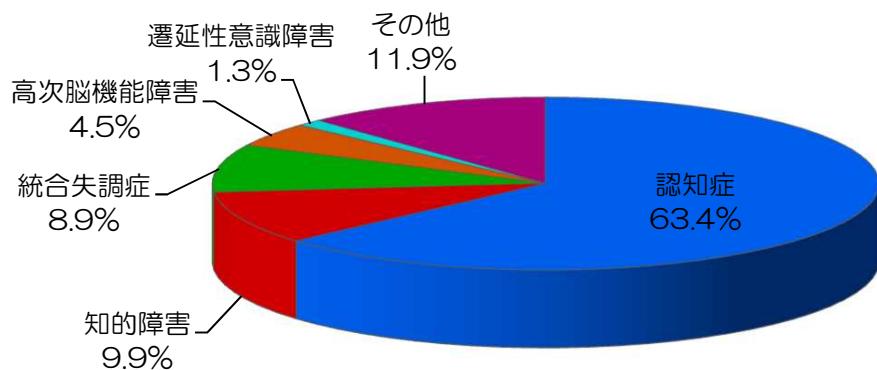
（女性）



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63. 4%を占め、次いで知的障害が約9. 9%，統合失調症が約8. 9%の順となっている。

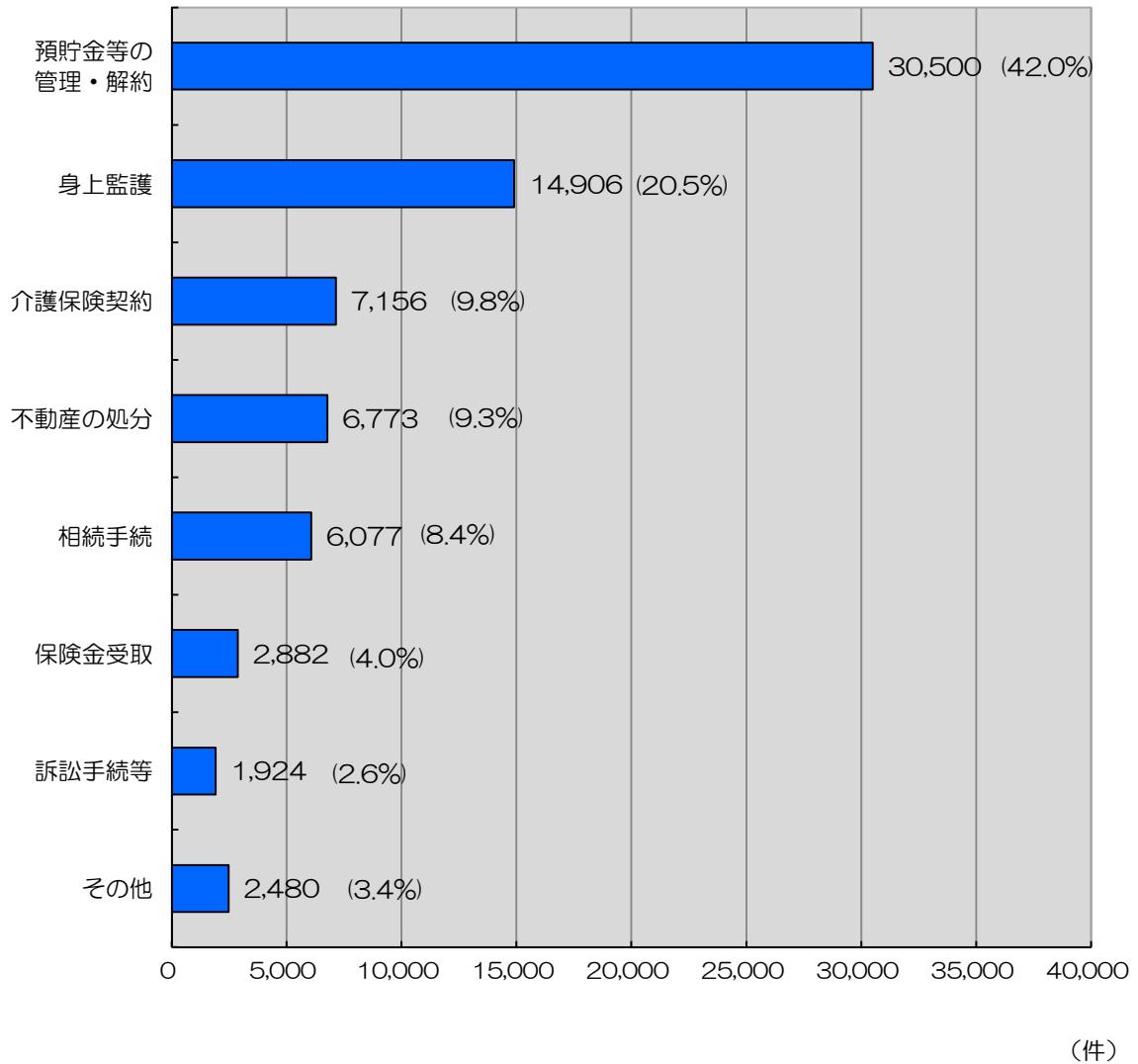


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因是、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

## 6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、  
身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



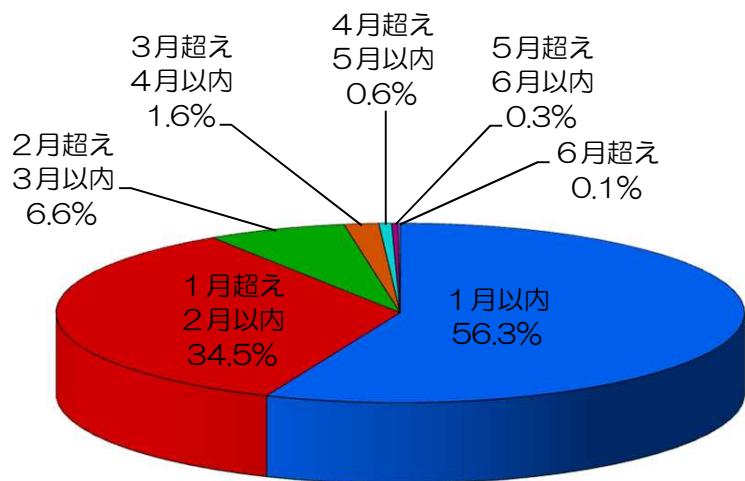
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事  
件総数（36,127件）とは一致しない。

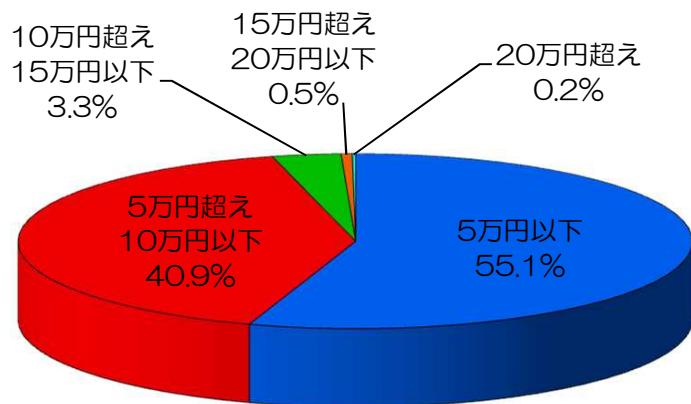
## 7 鑑定について（資料8, 9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約8.3%（前年は約8.0%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約56.3%（前年は約57.9%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約55.1%（前年は約57.8%）を占めており、全体の約96.0%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.5%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



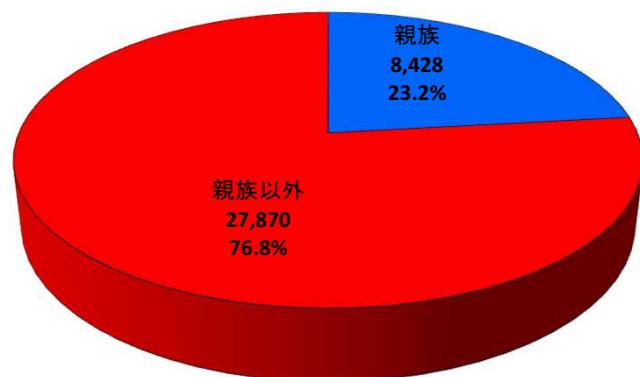
## 8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約23.2%（前年は約26.2%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約76.8%（前年は約73.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

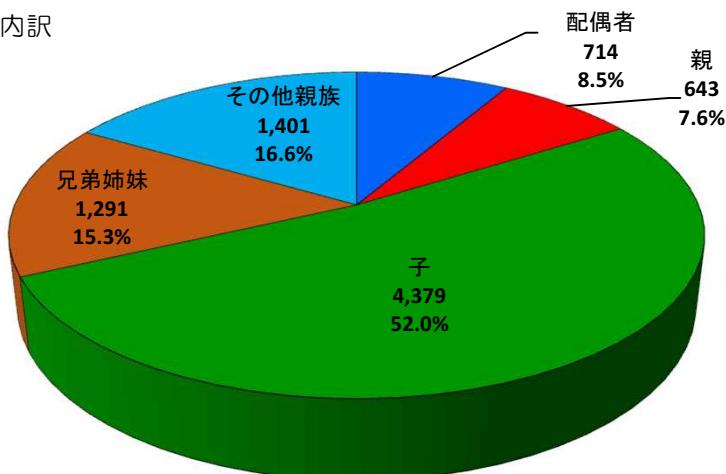
関係別件数（合計）	36,298件（前年35,686件）
親族	8,428件（前年 9,364件）
親族以外	27,870件（前年26,322件）
うち弁護士	8,151件（前年 7,969件）
司法書士	10,512件（前年 9,985件）
社会福祉士	4,835件（前年 4,414件）
市民後見人	320件（前年 289件）

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

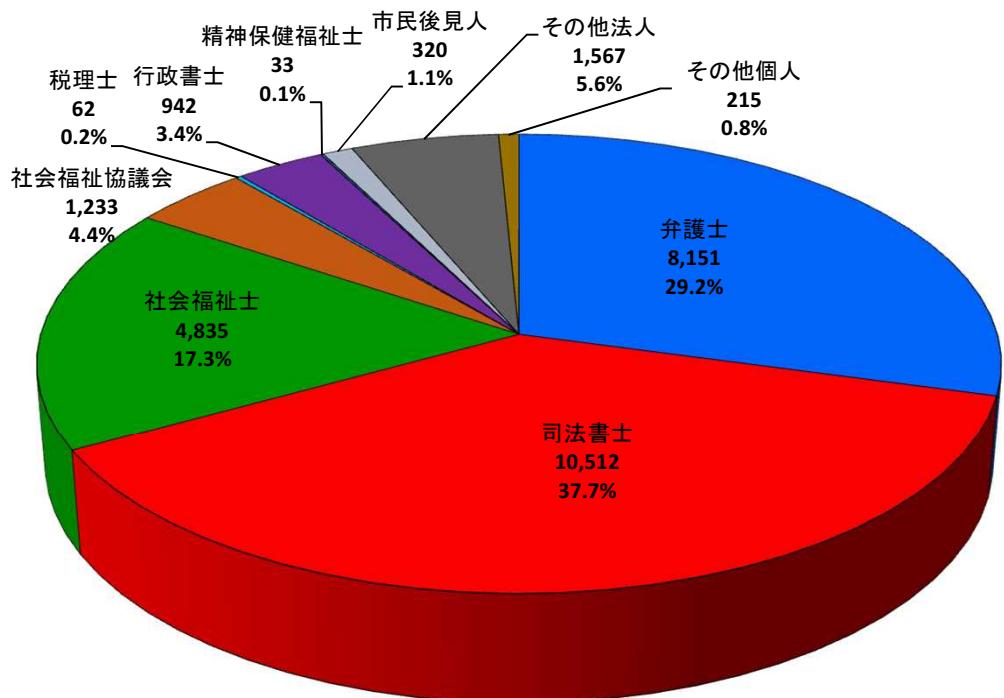
① 親族、親族以外の別



② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳

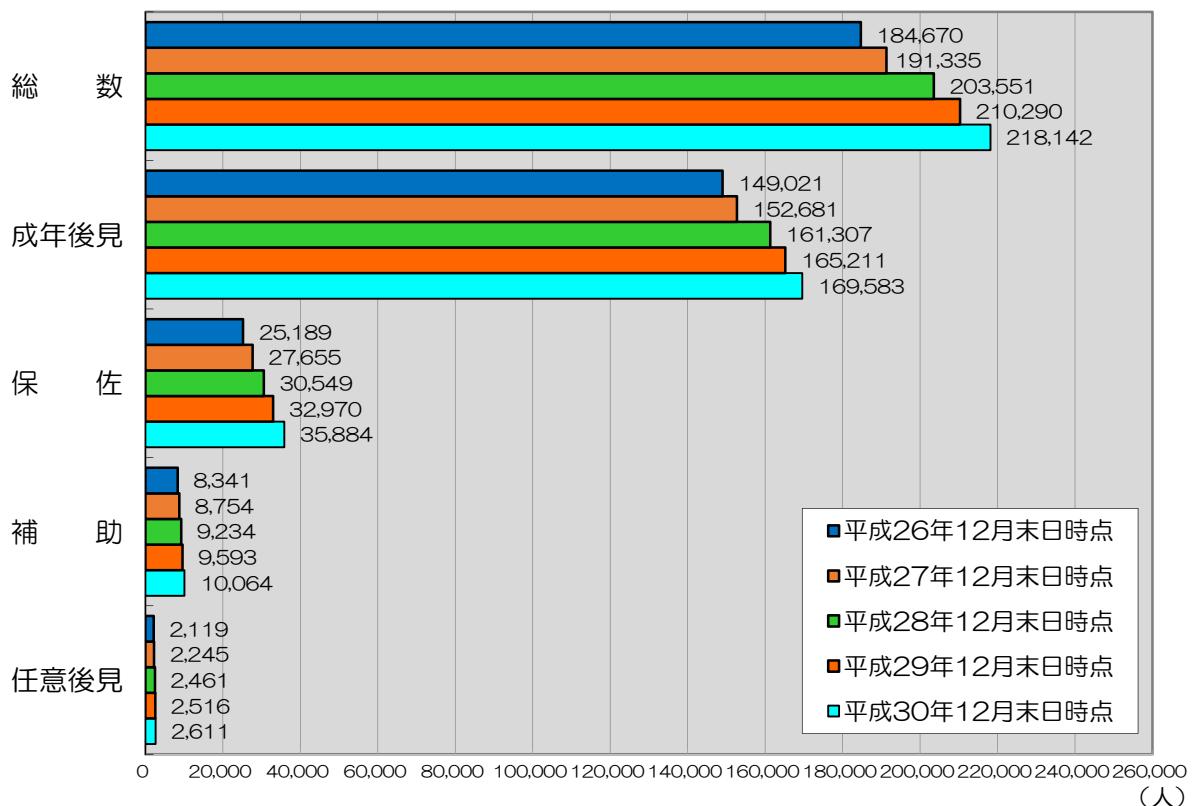


- (注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
- (注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（36,298件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（33,864件）とは一致しない。
- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人379件、税理士法人0件、行政書士法人5件であった。）。
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

## 9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成30年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で218,142人（前年は210,290人）であり、対前年比約3.7%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は169,583人（前年は165,211人）であり、対前年比約2.6%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は35,884人（前年は32,970人）であり、対前年比約8.8%の増加となっている。
- 補助の利用者数は10,064人（前年は9,593人）であり、対前年比約4.9%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,611人（前年は2,516人）であり、対前年比約3.8%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。